様式第１１号の２

景観形成基準確認票（太陽光発電施設）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 |
| 位置 | [ ] 隣接する道路や土地などから太陽光発電施設が容易に見えないよう、植栽やフェンスを施すなどの配慮を行う。[ ] 道路境界部・敷地境界部からできる限り後退して配置するなどの工夫により、民家等への圧迫感や、太陽光の反射などによる周辺景観への影響を軽減するよう配慮する。[ ] 周辺集落や道路などからの見え方に配慮し、地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とする。[ ] 太陽光発電施設の高さは、必要以上に高くならないよう留意するとともに、統一感のある高さとする。[ ] 山頂や尾根線、稜線等での設置は避ける。やむを得ず設置する場合には、太陽光発電施設が突出しないようにする（土地の形状に違和感を与えない）。[ ] 地域の歴史的・文化的景観資源との近接を避け、また、その周辺から望見できないようにする。[ ] 勾配屋根に設置する場合には、屋根からの突き出しのないよう設置する。[ ] 陸屋根に設置する場合には、パネルの最上部をできる限り低くし、目隠し等を行う。 |
| 形態・意匠 | [ ] 太陽光パネルは、低反射性のものを使用する。[ ] 太陽光パネルは、模様が目立たないものを使用する。 |
| 付属設備等 | [ ] 太陽光発電施設の付属設備（パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等）や防草シートの色彩は、周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度で統一する。[ ] 道路境界部･敷地境界部からできる限り後退して配置するなどの工夫により、周辺景観への影響や民家等への圧迫感の軽減に配慮する。 |
| 色彩 | [ ] 太陽光パネルは、周辺の景観と調和した色彩とし、黒色若しくは濃紺色、又は低明度・低彩度の目立たないものを使用する。[ ] 太陽光パネルのフレームは、パネル部分と同色かパネルとの一体性や周辺の景観と調和した色彩（建物の屋根等に設置する場合には、屋根等と一体的に見える色彩）とする。 |
| 緑化等 | [ ] 樹木の伐採は、最小限となるよう配慮し、既存樹木等の保全に努める。[ ] 太陽光発電施設の目隠しとなるよう、周辺に植栽を施すなど敷地内緑化に努めるとともに、修景に配慮する。[ ] 国道・県道などの幹線道路沿いは、植栽帯を設ける。 |